一　名称
　下北西部特別保護地区
二　区域
　青森県むつ市及び下北郡佐井村の各一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針
(一)　特別保護地区の指定目的
　当該区域は、下北半島の西側に位置し、海岸線は切り立った断崖海岸線となっており、その上はエゾイタヤ・シナノキ群集が生育する風衝地となっており、更にその奥にはブナ・ミズナラ群落が生育する等、多様な植生及び地形等を有している。
　このような自然環境を反映して、哺乳類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のツキノワグマが確認され、猛禽類では、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びハヤブサのほか、準絶滅危惧種のミサゴの生息が確認されている。
　特に、当該区域は、海岸部の岩場や切り立った断崖がハヤブサ等ワシタカ類の営巣の場となっているほか、オジロワシ等が、北海道と本州間を行き来する際に、飛翔高度を得るために当該区域の高さ百メートルにも及ぶ崖地に向かって吹く西風に伴う上昇気流を利用しているものと考えられ、渡りのルートを維持するためにも極めて重要であると考えられる。
　このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
(二)　特別保護地区の管理方針
イ　希少鳥獣の生息地の保護区としてニホンツキノワグマ、オジロワシ、ハヤブサ等の希少鳥獣の保護を図るため適切な管理に努める。
ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。
ハ　鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
ニ　国指定鳥獣保護区周辺における農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

○環境省告示第百十二号

　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。
　更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
　平成二十六年十月三十日
環境大臣　望月　義夫

一　名称
　大鳥朝日鳥獣保護区
二　区域
　山形県鶴岡市、長井市、西村山郡西川町及び朝日町並びに西置賜郡小国町並びに新潟県村上市の各一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
(一)　鳥獣保護区の指定目的
　当該区域は、山形県及び新潟県にまたがる朝日山地に位置し、標高三百メートルから千八百メートルの標高差を有し、ブナを主とする森林地帯からハイマツ等が広がる低木群落まで多様な自然環境を有している。
　このような自然環境を反映して、鳥類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシ及びクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧種のオオタカ等の希少猛禽類の生息が確認されている。特にイヌワシは、東北地方及び中部地方から北陸地方にかけての日本海側を分布の中心とし、四国及び九州地方では局所的にごくわずか生息するのみとなっているが、近年、採食環境の悪化から東北地方及び中部地方で繁殖率が低下し、個体数の減少や分布域の縮小が懸念されている。そのような状況の中で、当該区域は、イヌワシの生息地として自然環境の状況に大きな変化はなく、安定的なイヌワシの行動圏となっており、イヌワシの保護の観点から重要である。
　このように当該区域はイヌワシを始めとする希少猛禽類の生息にとって全国的な観点からも重要な区域であることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。
(二)　鳥獣保護区の管理方針
イ　希少鳥獣の生息地の保護区として、イヌワシをはじめとする希少猛禽類の保護を図るため適切な管理に努める。
ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
ハ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
ニ　特に違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第百十三号

　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、大鳥朝日鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。
　指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
　平成二十六年十月三十日
環境大臣　望月　義夫

一　名称
　大鳥朝日特別保護地区
二　区域
　山形県鶴岡市及び西村山郡西川町並びに新潟県村上市の各一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針
(一)　特別保護地区の指定目的
　当該区域は、山形県及び新潟県にまたがる朝日山地に位置し、標高三百メートルから千八百メートルの標高差を有し、ブナを主とする森林地帯からハイマツ等が広がる低木群落まで多様な自然環境を有している。
　このような自然環境を反映して、鳥類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシ及びクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧種のオオタカ等の希少猛禽類の生息が確認されている。
　当該鳥獣保護区の中でも、化穴山から以東岳及び西朝日岳を経て袖朝日岳に至る稜線周辺部には、風衝草原及び雪田草原が広がるとともに、その周辺には多様な低木群落が広がるため、開けた環境の上空を旋回し又は低空を飛行して獲物を狩るイヌワシの採餌の場として特に重要となっている。また、大鳥池周辺等には、原生的なブナ・チシマザサ群落が広がっているためイヌワシの餌となるトウホクノウサギ等の哺乳類やヤマドリ等の鳥類、爬虫類が生息するとともに、それら林内のギャップや林縁はイヌワシの採餌及び休息の場となっており、イヌワシにとって良好な生息環境となっている。
　このため、当該鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
(二)　特別保護地区の管理方針
イ　希少鳥獣生息地の保護区として、イヌワシを始めとする希少猛禽類の保護を図るため適切な管理に努める。
ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。